

平成15年4月15日

報道関係各位

## 競技強化等支援事業助成に係る基準について（審議のまとめ）

日本体育・学校健康センター（理事長 雨宮 忠）では、平成15年度文部科学省予算に計上されている「ニッポン復活プロジェクト」のうち、重点競技強化事業（予算額 4億5千万円）及びトップリーグ支援事業（予算額 1億8千9百万円）に係る助成を行うこととしております。

このため、2つの事業に係る助成基準に関し、交付要綱の骨格となるべき事項を審議するため、競技強化等支援事業助成基準策定委員会（委員長 河野 一郎（筑波大学教授））を設置し、審議を行ってきました。

このたび、4月7日に開催した第2回基準策定委員会において、別添のとおり、これまでの審議の結果をとりまとめましたので、お知らせいたします。

なお、今後、当センターでは、この「審議のまとめ」に基づき、具体的な助成対象や申請手続などを交付要綱として定め、当該事業に係る募集を行うこととしております。

（問い合わせ先）

日本体育・学校健康センター

スポーツ振興基金部助成課

課長 鎌田 康男

TEL 03(5410)9150

FAX 03(5410)9151

## 競技強化等支援事業助成に係る基準について（審議のまとめ）

本委員会は、重点競技強化事業及びトップリーグ支援事業に係る助成基準に関し、交付要綱の骨格となるべき事項について、次のとおり審議のまとめを行った。

### 重点競技強化事業の助成に係る基準

#### 1 助成対象とする競技種目

オリンピック競技大会でメダル獲得の期待の高い競技種目及び重点強化によりメダル獲得が期待できる競技種目を対象とする。

なお、具体的な競技種目については、別紙の「重点競技強化事業に係る助成対象競技種目選定のための評価シート」を基に、JOCの意見を聴取した上で、次世代の強化にも考慮し、日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）が定めるものとする。

#### 2 助成対象者

国内におけるオリンピック実施競技を統括するスポーツ団体を対象とする。

#### 3 助成対象とする活動

助成対象者がメダル獲得のため重点的・計画的に行う次に掲げる活動とする。

- (1) 国内及び国外における強化合宿
- (2) 国外で開催される対抗試合へのチームの派遣及び国内で開催される対抗試合への海外チームの招待

#### 4 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費の合計額に助成割合を乗じて算定する額とする。

なお、助成割合は、スポーツ団体の財政状況等を勘案するとともに、団体の自主性・自立性が損なわれることのないよう配慮し、重点的な選手強化の取組が促進されるものとする。

## 5 助成対象経費

諸謝金、旅費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、渡航費、滞在費及び会議費のうち本事業を行うために直接必要な経費を対象とする。

## 6 事業評価

本事業は、センターが国庫補助金を受けて、スポーツ団体が行う重点的な選手強化を図るための事業に対して助成するものであることから、スポーツ団体の選手強化に対する取組状況及び助成の成果を踏まえつつ、効果的な助成を行う必要がある。

このため、助成を受けた事業については、適正かつ効果的に事業が実施されたかどうかについて、必要に応じJOCの意見を聴くなどの方法により、評価を行うとともに、当該評価結果を翌年度における助成金交付審査に反映させるための措置を講じるものとする。

### **トップリーグ支援事業の助成に係る基準**

#### 1 助成対象とするリーグ

チーム単位で競う国内におけるスポーツの最高峰のリーグ（以下「トップリーグ」という。）で、リーグ運営の改善を目的とする計画（以下「リーグ活性化プラン」という。）によりリーグの活性化を図り、ひいては日本代表チームの強化に資すると認められるものを対象とする。

#### 2 助成対象者

トップリーグを運営する組織であるスポーツ団体とする。

#### 3 助成対象とする活動

スポーツ団体がリーグ活性化プランに基づき行う次の活動を対象とする。

- (1) リーグ運営の活性化のためのマネジメント機能強化
- (2) 各チームのマネジメント機能強化のための研修会等の開催
- (3) トップリーグの開催
- (4) その他リーグの活性化のために必要な活動

#### 4 リーグ活性化プランに盛り込むべき内容

- ( 1 ) リーグの現状 ( 運営状況、財政状況などを記載する。 )
- ( 2 ) リーグに加盟している各チームの財政状況
- ( 3 ) リーグ活性化方策の具体的な内容及び期待される効果

##### 組織基盤の強化の観点

リーグ運営の改善・活性化、財政の健全化、広報活動の強化、  
協賛企業の拡大、後援会員の拡大など

##### 国際競技力向上の観点

##### ジュニアの育成の観点

##### 競技の普及の観点

競技人口の拡大、観戦者数の増大など

#### 5 助成金の額

助成金の額については、スポーツ団体から提出されたリーグ活性化プランの内容及び事業の規模等を勘案し、段階的な助成限度額を設定する。

#### 6 対象経費

諸謝金、旅費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び会議費その他本事業を行うために直接必要な経費を対象とする。

#### 7 事業評価

本事業は、センターが国庫補助金を受けて、リーグの活性化を図るための事業に対して助成するものであることから、スポーツ団体のリーグの活性化に対する取組状況及び助成の成果を踏まえつつ、効果的な助成を行う必要がある。

このため、助成を受けた事業については、適正かつ効果的に事業が実施されたかどうかについて評価を行うとともに、当該評価結果を翌年度における助成金交付審査に反映させるための措置を講じるものとする。